

定例庁議次第

令和7年4月22日
役場2階第2会議室

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 審議事項

(1) 非公開

4. 報告事項

(1) 非公開

5. 議案事項

(1) 吉岡町土地開発公社の経営状況報告について （総務課 小林課長）【資料番号3】

(2) 吉岡町税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて (税務会計課 福島課長)【資料番号4】

(3) 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて (住民課 深谷課長)【資料番号5】

6. その他

7. 閉会

4月22日 庁議提出案件【概要説明書】

●内 容【3. 議案事項（2. 報告）】

○公 開【1. 公開】

○公開時期【1. 庁議後】

○概要説明【1. 要】

付議者 総務課長 小林 康弘

【議案名】

吉岡町土地開発公社の経営状況報告について

【提案理由】

地方自治法第243条の3第2項の規定により、吉岡町土地開発公社の令和6年度の事業並びに決算概要、令和7年度の予算、事業及び資金に関する計画について議会に報告するもの。

【概 要】

令和6年度は公有地取得事業の用地取得及び用地売却は行われなかった。

令和6年度決算

収益的収入及び支出		資本的収入及び支出	
収入	980 円	収入	0 円
支出	544,916 円	支出	0 円
差引	▲543,936 円	差引	0 円
繰越準備金	13,074,001 円		

令和7年度予算

収益的収入及び支出		資本的収入及び支出	
収入	1 千円	収入	0 円
支出	804 千円	支出	0 円
差引	▲803 千円	差引	0 円

【上程予定】

令和7年第2回臨時会

4月22日 庁議提出案件【概要説明書】

●内 容【3. 議案事項（3. 承認）】

○公 開【1. 公開】

○公開時期【1. 庁議後】

○概要説明【1. 要】

付議者 税務会計課長 福島 良一

【議案名】

承認第1号 吉岡町税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて

【提案理由】

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号。以下「改正法」という。）が令和7年3月31日に公布され、令和7年4月1日付けで施行されることに伴い、本条例の一部を速やかに改正する必要性が生じ、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したため、同条第3項の規定に基づき議会に報告し、承認を求めるもの。

【概 要】

1 軽自動車税の新たな区分基準の追加（第82条第1号関係）

軽自動車税種別割の標準税率の区分見直し（新基準原付の追加）に伴う税率の区分改正に伴うもの。

2 軽自動車税種別割の減免

- (1) 軽自動車種別割の標準税率の区分の見直し（新基準原付の追加）に伴う減免申請書の記載事項に係る規定等の整備をするもの。（第89条第2項第5号関係）
- (2) マイナ免許証の運用開始に伴う減免申請時の運転免許証の掲示義務に係る規定等を整備するもの。（第90条第2項及び新第90条第3項関係）

3 大規模の修繕等が行われたマンションに係る税額の減額措置の新設（附則第10条の3関係）

特定マンションに係る特例について、申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用できることとするもの。

4 技術的改正

(1) 条項ずれ対応

ア 改正法の施行に伴う条項ずれ対応を行うもの。（第36条の2第9項、第89条第2項、附則第10条の2第16項及び新附則第10条の4関係）

イ 本条例の改正に伴う条項ずれ対応を行うもの。(新附則第10条の3第14項から第16項関係)

(2) 字句の整理(第90条第2項関係)

その他字句の整理を行うもの。

5 施行期日等

(1) 施行期日(本条例の附則第1条関係)

令和7年4月1日

(2) 固定資産税に関する経過措置

ア 令和6年度分までの固定資産税については、従前の例によることとされたこと。
(本条例の附則第2条第1項関係)

(3) 軽自動車税に関する経過措置

ア 令和6年度分までの軽自動車税については、従前の例によることとされたこと。
(本条例の附則第3条第1項関係)

【専決処分日】

令和7年3月31日

【上程予定】

令和7年第2回臨時会

4月22日 庁議提出案件【概要説明書】

●内 容【3. 議案事項（3. 承認）】

○公 開【1. 公開】

○公開時期【1. 庁議後】

○概要説明【1. 要】

付議者 住民課長 深谷 智洋

【議案名】

承認第2号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて

【提案理由】

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第119号）が令和7年3月31日に公布され、令和7年4月1日付けで施行されることに伴い、本条例の一部を速やかに改正する必要が生じ、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したため、同条第3項の規定に基づき議会に報告し、承認を求めるもの。

【概 要】

1 基礎課税額に係る課税限度額及び後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額の引き上げ（第2条第2項及び第3項関係）

国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を65万円から66万円に、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を24万円から26万円に引き上げるもの。

2 5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準の改正（第23条第1項、同項第2号及び第3号関係）

低所得者に対し被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を29万5千円から30万5千円に、2割軽減の基準については被保険者に乗ずる金額を54万円5千円から56万円に引き上げるもの。

3 施行期日等

（1）施行期日（附則第1項関係）

令和7年4月1日

（2）適用区分（附則第2項関係）

この条例による改正後の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、改正前の国民健康保険税の額とするもの。

【専決処分日】

令和7年3月31日

【上程予定】

令和7年第2回臨時会